

障がいのある方に対する軽自動車税の減免について

障がい者手帳をお持ちの方(身体障がい者、精神障がい者等)が軽自動車を所有(納税義務者)し、通院・通所もしくは生業等に使用される軽自動車、次の要件に該当する場合には、軽自動車税が減免となります。

※障がいのある方1人につき普通自動車・軽自動車等をあわせて1台のみが減免の対象となります。

※障がいの級によっては対象にならない場合もあります。

●対象となる車両

- ①障がいのある方が納税義務者であるもの
- ②身体に障がいのある方が18歳未満の場合、または精神障がいの場合は、障がいのある方と生計を一つにする方が所有するもの

※①において、障がいのある方のみで構成されている世帯は、常時介護する方が運転する場合も対象となります。

●申請方法

令和3年5月31日まで、①～④の書類を町民税務課に提出してください。

- ①減免申請書 ②障がい者手帳 ③車検証 ④運転する方の免許証

●お問い合わせ 町民税務課 ☎ 37-2193 (担当:梅津)



農作業の安全確認運動にご協力ください！

農作業安全確認運動のテーマ

「見直そう！農業機械作業の安全対策」 6月30日(水)まで

いよいよ、農作業が本格的にスタートする季節になっています。全国的に農業をする生産者は減少傾向にあります。農作業中の事故は減っていません。農作業中の事故を未然に防ぐため、次のことに注意し、安全な農作業を心がけましょう。

- 適切な技能や免許等の資格を取得しましょう
- 作業に応じ安全に配慮した服装や保護具等を着用しましょう
- 機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行いましょう
- 4S (整理・整頓・清潔・清掃)活動を行いましょう
- 軽微な事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析し、再発防止策を講じましょう
- 事故発生時の対応手順を明文化しましょう



●お問い合わせ 農林建設課 ☎ 37-2113 (担当:山田)

想像から創造へ。キミの夢のカタチ。

建築設計/工事監理・建物調査診断・高齢者支援改修

一級建築士事務所

株式会社アトリエe-CUBE

一級建築士

代表取締役 遠藤浩二

〒990-2412 山形市松山3丁目14-39-1F
TEL 023-679-4086 FAX 023-679-5416

町の次代を担う若者を応援します！

次世代リーダー定住育成助成金

地域の担い手となる若者世代の定住と就業を促進するため、町内にお住まいで就業している満30歳未満の方へ **月額20,000円を3年間助成します！**



- 助成額 月額 20,000 円を 3 年間
月額 10,000 円を 3 年間
(国及び地方公共団体、それに準ずる機関に任用されている方)
- 対象者 ①町内に住所があり、かつ助成金支給後5年以上居住する意思がある方
②就職・就農・事業を営んでいる方。(町外へ通勤している方も対象)
③助成申請日において年齢が満30歳未満の方
④町が構成する団体又は地域活動団体に所属し、かつ町が主催する行事、地域の自主活動、福祉活動及び文化・振興活動に積極的に参加できる方
※記載事項以外の条件がありますので詳しくはお問い合わせください

「住みたい七ヶ宿」を実現している方に 支援金・助成金を支給します

暮らし応援通勤支援金

町内のガソリンスタンドで利用できる「通勤支援給油券」を年間最大12,000円分発行します。

- 対象者 ①町内に住所があり、町外の会社等に通勤している方
②現在通勤している会社等に引き続き1年以上就労しようとする方。
③1日6時間以上かつ週4日以上就労している方
※記載事項以外の条件がありますので詳しくはお問い合わせください



民間賃貸住宅家賃助成金

町内の民間賃貸住宅に居住し、定住している方に家賃の助成を行います。

- 助成額 ①家賃月額から 30,000 円を差し引いた額 (限度額 20,000 円)
②子育て世帯 (18 歳以下の子どもを育てる家庭) については 限度額 25,000 円
- 対象者 ①町内に2年以上継続して定住する方
※記載事項以外の条件がありますので詳しくはお問い合わせください。



●お問い合わせ 町民税務課 町民係 ☎ 37-2114 (担当:熊谷)